

年 月 日

和歌山県知事 様

空き家バンク登録申請書

住 所

氏 名

電話番号

わかやま空き家バンク要綱（以下「要綱」とする。）第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申請します。

- 1 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード(第2号様式)のとおりです。
- 2 以下、誓約及び同意します。(確認して□にチェックして下さい。)

暴力団等の排除要件	
<input type="checkbox"/>	要綱第5条の登録条件を満たしていること及び要綱第14条の暴力団等の排除要件について該当しないこと。
納税状況	
<input type="checkbox"/>	当該空き家に係る税の滞納が無いこと。
情報管理・活用	
<input type="checkbox"/>	登録情報について、必要に応じて物件情報や所有者情報等の確認のため、県及び物件の存する市町村が関係機関に照会・調査すること。
<input type="checkbox"/>	登録情報の全てについて、市町村及びわかやま和み暮らし推進協議会住宅部会で登録した住宅協力員※1と情報を共有すること。
<input type="checkbox"/>	登録情報のうち、所有者の個人情報及び物件所在地(大字以下)を除いて、ホームページや広報媒体により公開すること。
<input type="checkbox"/>	わかやま空き家バンク制度の利用登録者に連絡先を提供すること。
契約・交渉	
<input type="checkbox"/>	交渉並びに売買及び賃貸借契約は当事者間の責任において行い、紛争等が生じた場合も当事者間で解決し、県及び市町村に責任追及しないこと。
既存住宅状況調査	
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査※2の内容(必要性)について確認すること。
<input type="checkbox"/>	住宅協力員に仲介を依頼する場合、契約を行う前に、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査を実施すること。

※1 県内の宅地建物取引事業者で、市町村等と連携して空き家の賃貸借等に係る宅地建物取引の契約支援を行う、わかやま和み暮らし推進協議会住宅部会で登録した者です。

物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介業務を住宅協力員に依頼することができます。媒介に係る報酬は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

※2 国土交通省の定める講習を修了した建築士(既存住宅状況調査技術者)が、建物の基礎や外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れや雨漏り等の劣化・不具合の状況調査を行うものです。